

リハビリ南東北川俣 通所リハビリテーション ご利用料金表

平成30年4月1日現在

(単位：円)

基本加算	通所リハビリテーション費 (所要時間6時間以上7時間未満)	667	要介護 1	
		797	要介護 2	
		924	要介護 3	
		1076	要介護 4	
		1225	要介護 5	
	リハビリテーション提供体制加算4	24	リハビリテーション専門職の手厚い配置体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供いたします。	
中重度者ケア体制加算	20	中重度要介護者を受け入れる体制を整え、在宅生活の継続に資するサービスを提供いたします。		
サービス提供体制加算 (I) 1	18	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50%以上		
介護職員処遇改善加算 (I) /月	4.7%	所定の単位数の4.7%		
介護保険一部負担	別途加算 (該当する場合のみ算定)	入浴介助加算	50	入浴介助(観察を含む)を行った場合に算定いたします。
		リハビリテーションマネジメント加算 (I) (1回/月)	330	「日常生活における活動の質の向上」を図るためのリハビリテーションの継続的な管理に対して、月に4回以上通所している場合に算定いたします。
		リハビリテーションマネジメント加算 (II) 1 (開始日から6月以内/月)	850	定期的な「リハビリテーション会議」を開催し、リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明する場合に算定いたします。
		リハビリテーションマネジメント加算 (II) 2 (開始日から6月超/月)	530	
		リハビリテーションマネジメント加算 (III) 1 (開始日から6月以内/月)	1120	定期的な「リハビリテーション会議」を開催し、リハビリテーション計画の作成に関与した医師が説明する場合に算定いたします。
		リハビリテーションマネジメント加算 (III) 2 (開始日から6月超/月)	800	
		リハビリテーションマネジメント加算 (IV) 1 (開始日から6月以内/月)	1220	通所リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを、質の評価データ収集等事業に参加し、3月以内を限度として厚生労働省に提出する場合に算定いたします。
		リハビリテーションマネジメント加算 (IV) 2 (開始日から6月超/月)	900	
		短期集中個別リハビリテーション実施加算 (退院(退所)日または認定日から起算して3カ月以内)	110	基本的動作能力や応用的動作能力を向上させ、身体機能を回復するため、1週につきおおよそ2日以上、1日あたり40分以上の個別リハビリを行った場合に算定いたします。
		認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I) (1週間に2回を限度) /日	240	認知症の方を対象として、生活機能を改善するための個別リハビリを20分以上行った場合に算定いたします。
		認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (II) (月に4回以上の集団又は個別リハビリ) /月	1920	居宅を訪問し、生活環境の把握や応用的動作能力等の評価を行った場合に算定いたします。
		生活行為向上リハビリテーション加算 (1) (開始月から3月以内/月)	2000	加齢や廃用症候群によって生活機能の活動能力が低下した方に対して、機能を向上させるためのリハビリを行った場合に算定いたします。
		生活行為向上リハビリテーション加算 (2) (開始月から3月超6月以内/月)	1000	
		若年性認知症受入加算	60	一人ひとりの状態に応じたサービスや環境を整え、本人や家族の希望を組み込んだ介護サービスを提供した場合に算定いたします。
		栄養改善加算 (月に2回を限度)	150	摂食・嚥下機能や食形態にも配慮した「栄養ケア計画」に基づいて栄養管理を行った場合に算定いたします。
		栄養スクリーニング加算 (6月に1回を限度)	5	栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定いたします。
		口腔機能向上加算 (月に2回を限度)	150	口腔清掃の指導や、摂食・嚥下機能に関する訓練など、看護師等が適切に実施した場合に算定いたします。
		重度療養管理加算	100	要介護3、4、5の医療的に重度の方に対して、計画的に医学的管理を行い、療養上必要な処置を行った場合に算定いたします。
		送迎減算 (片道につき)	-47	事業所が送迎を実施しない場合に減算いたします。
		社会参加支援加算	12	日常生活動作 (ADL) や手段的日常生活動作 (IADL) が向上することにより、家庭内での家事や社会への参加ができるようになり、他のサービスに移行できた場合に算定いたします。

介護保険外	食費 (1日につき)	540	
	キャンセル料 (1日につき)	300	前営業日17:00~当日8:30までにご連絡いただいた場合に算定いたします。
		540	当日8:30以降にご連絡いただいた場合に算定いたします。

リハビリ南東北川俣 通所リハビリテーション ご利用料金表 (2割負担)

平成30年4月1日現在

(単位：円)

基本加算	通所リハビリテーション費 (所要時間6時間以上7時間未満)	1334	要介護 1
		1594	要介護 2
		1848	要介護 3
		2152	要介護 4
		2450	要介護 5
	リハビリテーション提供体制加算4	48	リハビリテーション専門職の手厚い配置体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供いたします。
	中重度者ケア体制加算	40	中重度要介護者を受け入れる体制を整え、在宅生活の継続に資するサービスを提供いたします。
サービス提供体制加算 (I) 1	36	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50%以上	
介護職員処遇改善加算 (I) /月	4.7%	所定の単位数の4.7%	
介護保険一部負担 該当する場合のみ算定)	入浴介助加算	100	入浴介助(観察を含む)を行った場合に算定いたします。
	リハビリテーションマネジメント加算 (I) (1回/月)	660	「日常生活における活動の質の向上」を図るためのリハビリテーションの継続的な管理に対して、月に4回以上通所している場合に算定いたします。
	リハビリテーションマネジメント加算 (II) 1 (開始日から6月以内/月)	1700	定期的な「リハビリテーション会議」を開催し、リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明する場合に算定いたします。
	リハビリテーションマネジメント加算 (II) 2 (開始日から6月超/月)	1060	
	リハビリテーションマネジメント加算 (III) 1 (開始日から6月以内/月)	2240	
	リハビリテーションマネジメント加算 (III) 2 (開始日から6月超/月)	1600	定期的な「リハビリテーション会議」を開催し、リハビリテーション計画の作成に関与した医師が説明する場合に算定いたします。
	リハビリテーションマネジメント加算 (IV) 1 (開始日から6月以内/月)	2440	
	リハビリテーションマネジメント加算 (IV) 2 (開始日から6月超/月)	1800	通所リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを、質の評価データ収集等事業に参加し、3月以内を限度として厚生労働省に提出する場合に算定いたします。
	短期集中個別リハビリテーション実施加算 (退院(退所)日または認定日から起算して3カ月以内)	220	基本的動作能力や応用的動作能力を向上させ、身体機能を回復するため、1週につきおおよそ2日以上、1日あたり40分以上の個別リハビリを行った場合に算定いたします。
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I) (1週間に2回を限度) /日	480	認知症の方を対象として、生活機能を改善するための個別リハビリを20分以上行った場合に算定いたします。
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (II) (月に4回以上の集団又は個別リハビリ) /月	3840	居宅を訪問し、生活環境の把握や応用的動作能力等の評価を行った場合に算定いたします。
	生活行為向上リハビリテーション加算 (1) (開始月から3月以内/月)	4000	
	生活行為向上リハビリテーション加算 (2) (開始月から3月超6月以内/月)	2000	加齢や廃用症候群によって生活機能の活動能力が低下した方に対して、機能を向上させるためのリハビリを行った場合に算定いたします。
	若年性認知症受入加算	120	一人ひとりの状態に応じたサービスや環境を整え、本人や家族の希望を組み込んだ介護サービスを提供した場合に算定いたします。
	栄養改善加算 (月に2回を限度)	300	摂食・嚥下機能や食形態にも配慮した「栄養ケア計画」に基づいて栄養管理を行った場合に算定いたします。
	栄養スクリーニング加算 (6月に1回を限度)	10	栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定いたします。
	口腔機能向上加算 (月に2回を限度)	300	口腔清掃の指導や、摂食・嚥下機能に関する訓練など、看護師等が適切に実施した場合に算定いたします。
	重度療養管理加算	200	要介護3、4、5の医療的に重度の方に対して、計画的に医学的管理を行い、療養上必要な処置を行った場合に算定いたします。
	送迎減算 (片道につき)	-94	事業所が送迎を実施しない場合に減算いたします。
	社会参加支援加算	24	日常生活動作(ADL)や手段的日常生活動作(IADL)が向上することにより、家庭内での家事や社会への参加ができるようになり、他のサービスに移行できた場合に算定いたします。

介護保険外	食費 (1日につき)	540	
	キャンセル料 (1日につき)	300	前営業日17:00~当日8:30までにご連絡いただいた場合に算定いたします。
		540	当日8:30以降にご連絡いただいた場合に算定いたします。

リハビリ南東北川俣 通所リハビリテーション ご利用料金表 (3割負担)

平成30年8月1日現在

(単位：円)

基本加算	通所リハビリテーション費 (所要時間6時間以上7時間未満)	2001	要介護 1	
		2391	要介護 2	
		2772	要介護 3	
		3228	要介護 4	
		3675	要介護 5	
	リハビリテーション提供体制加算4	72	リハビリテーション専門職の手厚い配置体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供いたします。	
	中重度者ケア体制加算	60	中重度要介護者を受け入れる体制を整え、在宅生活の継続に資するサービスを提供いたします。	
サービス提供体制加算(Ⅰ) 1	54	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50%以上		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) /月	4.7%	所定の単位数の4.7%		
介護保険一部負担 該当する場合のみ算定)	別途加算	入浴介助加算	150	入浴介助(観察を含む)を行った場合に算定いたします。
		リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) (1回/月)	990	「日常生活における活動の質の向上」を図るためのリハビリテーションの継続的な管理に対して、月に4回以上通所している場合に算定いたします。
		リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) 1 (開始日から6月以内/月)	2550	定期的な「リハビリテーション会議」を開催し、リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明する場合に算定いたします。
		リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) 2 (開始日から6月超/月)	1590	
		リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ) 1 (開始日から6月以内/月)	3360	
		リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ) 2 (開始日から6月超/月)	2400	定期的な「リハビリテーション会議」を開催し、リハビリテーション計画の作成に関与した医師が説明する場合に算定いたします。
		リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ) 1 (開始日から6月以内/月)	3660	
		リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ) 2 (開始日から6月超/月)	2700	通所リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを、質の評価データ収集等事業に参加し、3月以内を限度として厚生労働省に提出する場合に算定いたします。
		短期集中個別リハビリテーション実施加算 (退院(退所)日または認定日から起算して3カ月以内)	330	基本的動作能力や応用的動作能力を向上させ、身体機能を回復するため、1週につきおおよそ2日以上、1日あたり40分以上の個別リハビリを行った場合に算定いたします。
		認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ) (1週間に2回を限度) /日	720	認知症の方を対象として、生活機能を改善するための個別リハビリを20分以上行った場合に算定いたします。
		認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) (月に4回以上の集団又は個別リハビリ) /月	5760	居宅を訪問し、生活環境の把握や応用的動作能力等の評価を行った場合に算定いたします。
		生活行為向上リハビリテーション加算(1) (開始月から3月以内/月)	6000	
		生活行為向上リハビリテーション加算(2) (開始月から3月超6月以内/月)	3000	加齢や廃用症候群によって生活機能の活動能力が低下した方に対して、機能を向上させるためのリハビリを行った場合に算定いたします。
		若年性認知症受入加算	180	一人ひとりの状態に応じたサービスや環境を整え、本人や家族の希望を組み込んだ介護サービスを提供した場合に算定いたします。
		栄養改善加算 (月に2回を限度)	450	摂食・嚥下機能や食形態にも配慮した「栄養ケア計画」に基づいて栄養管理を行った場合に算定いたします。
		栄養スクリーニング加算 (6月に1回を限度)	15	栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定いたします。
		口腔機能向上加算 (月に2回を限度)	450	口腔清掃の指導や、摂食・嚥下機能に関する訓練など、看護師等が適切に実施した場合に算定いたします。
		重度療養管理加算	300	要介護3、4、5の医療的に重度の方に対して、計画的に医学的管理を行い、療養上必要な処置を行った場合に算定いたします。
		送迎減算(片道につき)	-141	事業所が送迎を実施しない場合に減算いたします。
		社会参加支援加算	36	日常生活動作(ADL)や手段的日常生活動作(IADL)が向上することにより、家庭内での家事や社会への参加ができるようになり、他のサービスに移行できた場合に算定いたします。

介護保険外	食費(1日につき)	540	
	キャンセル料(1日につき)	300	前営業日17:00~当日8:30までにご連絡いただいた場合に算定いたします。
		540	当日8:30以降にご連絡いただいた場合に算定いたします。